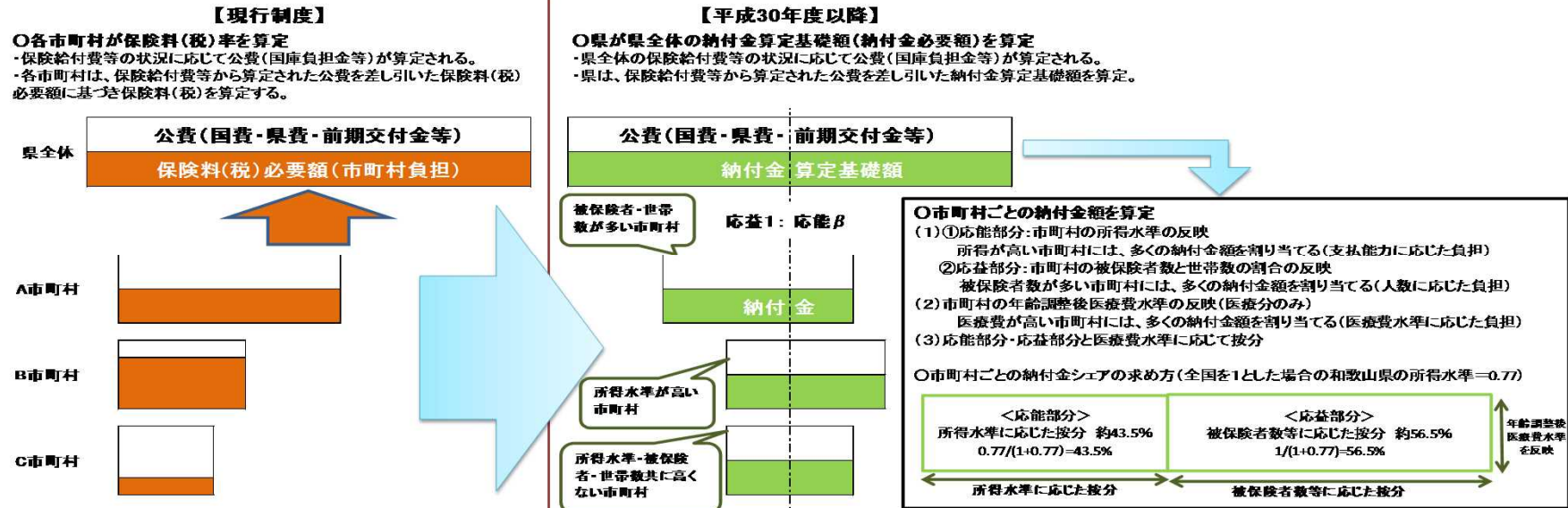


算定方法の全体像



算定方法の主な項目

項目	方針	理由	
①保険料水準の考え方	・市町村ごとの医療費水準に応じた保険料から、将来的な保険料水準の統一を目指す	・医療費水準や収納率に差異があるため、保険者機能の発揮により医療費水準の平準化が図られた段階で統一を検討	
納付金	②賦課限度額	・国が政令で定める額と同額	・被保険者間の衡平(こうへい)及び公平な所得水準の算定のため
	③高額医療費の共同負担	・共同負担は実施しない	・①高額医療費負担金により、一定の負担緩和が図られる ・②著しく高額な医療費が発生した場合でも、保険給付に必要な額は、全額県から交付されるため
	④保険者努力支援制度(県分)の取扱い	・県の保険料収納必要総額から減算	・都道府県分として配分された公費の効果を全市町村が享受できるようにするとともに、保険料負担の平準化を図るため
	⑤特別調整交付金(子ども被保険者)	・国が示す配分割合に応じ、(d)→(e)で減算	・国が交付する特別調整交付金であり、交付者である国が再配分を基本とすると示しており、また、新制度移行に伴う激変要因を減らすため
	⑥相対的必要給付	・保険給付費等交付金で給付する対象範囲を療養の給付以外の給付に拡大しない	・被保険者一人当たりの保健事業費、葬祭費、出産育児一時金については、市町村ごとに較差があるため(ガイドラインの原則どおり)
	⑦α・βの取扱い	・α=1 ・β=所得水準(約0.77)	・医療費水準や所得水準に応じた公平な保険料にするため
	標準保険料率	⑧保険料算定方式	・医療分、後期分、介護分ともに3方式
⑨収納率		・各市町村の収納率実績の直近5年平均	・市町村毎に実態を適切に反映させるため
⑩応益割の割合		・均等割:平等割=7:3	・均等割:平等割は、現行の政令を参考に70:30にしている市町村が大半であり、制度改正による影響を抑えるため
⑪激変緩和措置	・納付金(d)ペースで激変緩和を行う。 ・一定割合は自然増=3%、α=1%	・納付金の仕組みの導入による影響を適切に反映し、検討できるため(※自然増及びαについては見直し要)	